

第25号議案

蒲郡市モーターボート競走事業収益基金条例の制定について

蒲郡市モーターボート競走事業収益基金条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走事業収益基金条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市モーターボート競走事業の収益金を積み立て、公共施設等の整備に必要な経費の財源に充てるため提案する。

蒲郡市モーターント競走事業収益基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、モーターント競走事業収益基金について定めるものとする。

(設置)

第2条 蒲郡市モーターント競走事業の収益金を積み立て、公共施設等の整備に必要な経費の財源に充てるため、蒲郡市モーターント競走事業収益基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算で定める額とし、蒲郡市モーターント競走事業の収益金を原資とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、公共施設等の整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。